

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	63
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務部総務課）	63
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課）	64
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	65
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	66
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	66
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	67
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	67
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	68
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	68
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	68
○土地収用法による事業の認定……………（建設部総務課）	68
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	68
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	69
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	70
道監査委員公表	
○監査公表第2号……………	71

規 則

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1 函館高等技術専門学院の項中

「

建 築 技 術 科	2 年	-	-	20 人
-----------	-----	---	---	------

」を

「

建 築 技 術 科	2 年	-	-	10 人
-----------	-----	---	---	------

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成30年2月16日に一般競争入札の公告を行う指定庁舎等で使用する電力（業務用）の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月16日（金）から同月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5120

北海道告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び予定数量

指定庁舎等で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

(ア) 基本料金	（契約電力1kW当たりの単価）	587kW
(イ) 電力量料金	（使用電力量1kWh当たりの単価）	2,086,300kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

(ア) 基本料金	（契約電力1kW当たりの単価）	705kW
(イ) 電力量料金（平日）	（使用電力量1kWh当たりの単価）	1,963,900kWh
(ウ) 電力量料金（休日）	（使用電力量1kWh当たりの単価）	820,400kWh

ウ 業務用電力（時間帯別）

(ア) 基本料金	（契約電力1kW当たりの単価）	36kW
(イ) 電力量料金（昼間）	（使用電力量1kWh当たりの単価）	26,400kWh
(ウ) 電力量料金（夜間）	（使用電力量1kWh当たりの単価）	23,900kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道告示第118号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室A（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成30年3月1日（木）午後4時（送付による場合は、同年2月28日（水）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。）が最低であるものを落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
 ア 名 称 北海道総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 ウ 電 話 番 号 011－204－5120
- 10 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government
 a Contract type : Commercial power (standard)
 (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 587 kW
 (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,086,300 kWh
 b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)
 (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 705 kW
 (b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,963,900 kWh

- (c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 820,400 kWh
 c Contract type : Commercial power (by timezone)
 (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 36 kW
 (b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 26,400 kWh
 (c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 23,900 kWh
 B Bid tendering date and time : 4 : 00 P.M., March 1, 2018
 (If mailed, bids must arrive no later than February 28, 2018)
 C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5120

北海道告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年2月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

恵庭土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成30. 2. 1	理 事	大 滝 崇 夫	恵庭市北島100番地
同	同	同	平 岡 日出男	千歳市勇舞5丁目9番3号
同	同	同	松 原 幸 雄	北広島市南の里198番地
同	同	同	中 島 和 彦	恵庭市中島松29番地
同	同	同	山 田 元 同	漁太129番地
同	同	同	大 藤 政 司 同	黄金南6丁目6番地4
同	同	同	山 川 政 幸 同	下島松295番地
同	同	監 事	小 寺 雄 一 同	北島91番地
同	同	同	蟹 谷 哲 雄 同	春日232番地
退 任	平成30. 1.31	理 事	宮 田 寛 同	中央348番地
同	同	同	中 島 一 雄 同	中島松18番地
同	同	同	山 川 政 幸 同	下島松295番地
同	同	同	高 嶋 浩 一 同	北広島市共栄584番地115
同	同	同	平 岡 日出男	千歳市勇舞5丁目9番3号

同	同	同	大 滝 崇 夫	恵庭市北島100番地	同	同	同	藏 田 勝 次	同	東神楽町 8号南 5 番地
同	同	同	島 邦 夫	同 漁太397番地	同	同	同	島 田 幸 典	同	東神楽町 9号南14番地
同	同	監	事 松 岡 初 廣	同 春日117番地	同	同	監	事 榊 光 義	旭川市東旭川町日ノ出56番地	
同	同	同	小 寺 雄 一	同 北島91番地	同	同	同	山 中 伸 幸	上川郡東川町西 7号北 7 番地	
東和土地改良区										
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所				
就 任	平成30. 2. 1	理 事	外 山 弘 美		旭川市東旭川町東桜岡511番地の 1					
同	同	同	青 木 哲 也		上川郡東川町西 2号北 2 番地					
同	同	同	中 原 実	同	東川町東 5号北31番地					
同	同	同	中 條 勝 彦	同	東川町東 4号北13番地					
同	同	同	守 屋 勝 蔵	同	東川町西 8号北25番地					
同	同	同	板 垣 徳 憲		旭川市東旭川町日ノ出562番地					
同	同	同	渡 辺 和 紀	同	東旭川町忠別645番地の 1					
同	同	同	安 田 伸 幸	同	東旭川町旭正398番地					
同	同	同	三 浦 國 行	同	東旭川町日ノ出238番地の 2					
同	同	同	坂 井 英 樹	同	東旭川町豊田11番地の46					
同	同	同	大 橋 政 美	同	東旭川町瑞穂1250番地の 2					
同	同	同	岸 本 昌 延		上川郡東神楽町南 2線20号46番地					
同	同	同	藏 田 勝 次	同	東神楽町 8号南 5 番地					
同	同	同	島 田 幸 典	同	東神楽町 9号南14番地					
同	同	監	事 山 中 伸 幸		上川郡東川町西 7号北 7 番地					
同	同	同	榊 光 義		旭川市東旭川町日ノ出56番地					
同	同	同	北 山 秀 雄		上川郡東神楽町字志比内18番地					
退 任	平成30. 1.31	理 事	外 山 弘 美		旭川市東旭川町東桜岡511番地の 1					
同	同	同	青 木 哲 也		上川郡東川町西 2号北 2 番地					
同	同	同	中 原 実	同	東川町東 5号北31番地					
同	同	同	中 川 光 夫	同	東川町西 8号北16番地					
同	同	同	石 山 修	同	東川町東 5号北14番地					
同	同	同	坂 井 英 樹		旭川市東旭川町豊田11番地の46					
同	同	同	朝 倉 和 明	同	東旭川町共栄160番地					
同	同	同	三 浦 國 行	同	東旭川町日ノ出238番地の 2					
同	同	同	安 田 伸 幸	同	東旭川町旭正398番地					
同	同	同	大 橋 政 美	同	東旭川町瑞穂1250番地の 2					
同	同	同	板 垣 徳 憲	同	東旭川町日ノ出562番地					
同	同	同	唐 太 強		上川郡東神楽町南 1 番通14番地					

同	同	同	藏 田 勝 次	同	東神楽町 8号南 5 番地					
同	同	同	島 田 幸 典	同	東神楽町 9号南14番地					
同	同	監	事 榊 光 義	旭川市東旭川町日ノ出56番地						
同	同	同	山 中 伸 幸	上川郡東川町西 7号北 7 番地						
同	同	同	北 山 秀 雄	同	東神楽町字志比内18番地					
富良野土地改良区										
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所				
退 任	平成30. 1.21	理 事	田 中 光 浩		空知郡上富良野町東 5線北17号					

北海道告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成30年 2 月 5 日、日高門別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 2 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成30年 2 月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名

事 業 の 種 類

縦 覧 場 所

釧 路 区画整理

北海道釧路総合振興局

西南中央 1

農業用排水施設、区画整理

北海道空知総合振興局

北海道告示第123号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年 2 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

保安林予定森林の所在場所

空知郡中富良野町字中富良野3972の 1 ・ 3973の 1 ・ 3973の44 ・ 3973の79 ・ 3975の12 ・ 9904（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）

2

指 定 の 目 的

土砂の流出の防備

3

指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び中富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年2月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華15の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華15の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町三番沢9から11まで、四番沢195、196、六番沢1、4から16まで、18、19、41、42、46から51まで、219、224、228、大津屋沢6・51（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5、7から15まで、17、18、25、52から57まで、59、63、66、70、77、奔幌戸

845・846（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、796、798から802まで、805、811、813、817、820、822、823、825から827まで、836、838、840から842まで、844、847から849まで、853、854、857、858、862、863、870、874から877まで、881、882、姉別南495・497（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、484、490、496、499、501、502、504、520、522、525、541、543、544、548、幌戸124、128、129、131から136まで、138から145まで、154、167、後静190、193、243から245まで、295、297、316、319から321まで、348、352、354、356、358、361から363まで、365、366、浜中東21、44、45、48、55、62、73から75まで、82、84、95、98、104から118まで、127から172まで、187から209まで、浜中東五線6、12、13、15、17、22の1から22の3まで、23、39の1、39の2、41の1、41の2、49、浜中東六線2、10、14、16、18、20、26、28、30、36、羨古丹143、144、146、156の1、161、162、茶内東五線1から7まで、9から11まで、13、15から17まで、19、21から24まで、29から35まで、37、38、42、54、62、茶内東六線2、4、6、10、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32、34、36、38、40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、62、64、66、68、70、72、74、76、78、80、82、84、86、88、90、92、94、96、98、100、102、104、106、108、110、112、114、116、118、貫人274、288、291から293まで、297、299、300、302、303、309、317、319、322、324、329、330、走古潭5、7

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振

興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

- 平成30年2月16日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町・勇払郡むかわ町・上川郡清水町・中川郡池田町・本別町（以上5町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
雄武町・むかわ町・清水町・池田町・本別町（以上5町について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

- 平成30年2月16日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第46号
- (2) 所在が不明な者 伊佐田 省三、奥津 和、兼平 秀子、斉藤 翠、佐孝 秀夫、佐々木 利勝、下家 邦彦、大門 康裕、仲條 茂、名達 直藏、能村 勇、不破 保、松原 忠男

- (3) 掲 示 場 所 利尻町役場
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第60号
- (2) 所在が不明な者 石川 秀敏
- (3) 掲 示 場 所 小樽市役所

北海道告示第128号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

- 平成30年2月16日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 処分をした年月日 平成30年2月2日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 有限会社リオン 米坂 亮
- (2) 主たる営業所の所在地 江別市角山213
- (3) 建設業の許可の番号 (般-27) 石第20558号
- 3 処 分 の 内 容 許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第129号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

- 平成30年2月16日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 起 業 者 の 名 称 上士幌町
- 2 事 業 の 種 類 上士幌町生涯学習センター駐車場整備事業
- 3 起 業 地
- (1) 収 用 の 部 分 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線237番地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び上士幌町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する 上士幌町役場
- 図 面 の 縦 覧 場 所

北海道告示第130号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月16日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1 台（貨物兼乗用自動車 1 台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成30年 1 月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道日産自動車株式会社
(2) 住 所 札幌市東区北19条東 1 丁目 2 番20号
- 4 落札金額
1,366,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年 1 月 5 日付け北海道告示第16号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。
平成30年 2 月16日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量
貨物兼乗用自動車の賃貸借（渡島地区水産技術普及指導所ほか） 2 台分 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成30年 6 月 1 日から平成35年 5 月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第 15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成30年 2 月16日（金）から同年 3 月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）
(2) 入 札 日 時 平成30年 4 月 4 日（水）午前10時30分（送付による場合は、同月 3 日（火）までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期
- | | | |
|------------------|-----------|-----|
| (1)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年5月頃 | |
| (2)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の賃貸借契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年6月頃 | |
| (3)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年6月頃 | |
| (4)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の賃貸借契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年7月頃 | |
| (5)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の賃貸借契約 | 2 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年12月頃 | |
| (6)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年12月頃 | |
| (7)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年12月頃 | |
| (8)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年12月頃 | |
| (9)ア 名 称 及 び 数 量 | 自動車の交換契約 | 1 台 |
| イ 予 定 時 期 | 平成30年12月頃 | |
- (1)から(9)までについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(借入台数分に係る1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(借入台数分に係る1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- | | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道渡島総合振興局総務課需品係 |
| (2) 所 | 在 地 | 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 |
| (3) 電 | 話 番 号 | 0138-47-9416 |
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 2 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 4, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than April 3, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月16日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
胆振管内道立学校で使用する電力
- | | | |
|-------------------------------|-----|-------------------|
| (1) 基本料金(契約電力1キロワット当たりの単価) | 22校 | 合計1,743キロワット |
| (2) 電力量料金(使用電力量1キロワット時当たりの単価) | 22校 | 合計3,650,100キロワット時 |
- 2 落札を決定した日

平成30年 1 月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社F-Power (2) 住 所 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号 4 落札金額 (1) 422円28銭 (2) 18円12銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年11月21日付け北海道教育庁胆振教育局告示第35号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第2号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成29年度に係る随時監査（工事）の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成30年 2 月16日 北海道監査委員 長 尾 信 秀 北海道監査委員 須 田 靖 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子	